

平成30年9月16日発行

資産税課

土地担当 ☎229-3131

FAX 229-3331

家屋担当 ☎229-3132

久居分室 ☎255-8826

FAX 255-1998

# 固定資産税特集



## 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年「賦課期日」である1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、都市計画事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち市街化区域内の土地・家屋を所有している人に、固定資産税と合わせて課税されます。



## 納税義務者は誰？

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日時点の固定資産の所有者です。

固定資産	納税義務者
土地・家屋	不動産登記簿に所有者として登記されている人または法人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人または法人

※未登記の土地・家屋は、土地・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人または法人



土地・家屋の一例



償却資産の一例



## 固定資産の登記名義人などが死亡・消滅している場合

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)以前に死亡または消滅している場合、相続前または消滅前に売買・贈与などで登記名義人などから所有権を譲り受けた人がいないときは、相続人などが納税義務者になります。

### 相続人代表者指定届

相続人が2人以上いるときは、相続人全員が納税する義務を負いますが、被相続人に係る徴収金の賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。代表者を決めた場合は「相続人代表者指定届」を資産税課へ提出してください。指定された代表者へ納税通知書などを送付します。

当該届の提出がないときは、相続人の中から任意に代表者を選出し、納税通知書などを送付することがあります。

※すでに所有権移転登記をした人、年内に所有権移転登記をする人は、この届け出の必要はありません。

### 登記名義人および未登記家屋所有者の変更

遺産分割協議や遺言などにより、特定の相続人に所有権が移転した場合は、不動産登記簿の登記名義人を変更してください。

登記名義人の変更には、所有権移転登記が必要ですので、詳しくは津地方法務局(☎228-4191)にお問い合わせください。

未登記家屋の場合は、遺産分割協議書などを添付した変更届を資産税課へ提出してください。

